

議案第137号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の理由

平成7年の阪神淡路大震災の被災者に貸付けた災害援護資金の償還困難者の免除要件の拡大等を行うため、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部が改正され、令和元年8月1日から施行されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

2 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の概要

- (1) 償還金を支払うことが著しく困難である場合は、償還金の支払を猶予することができる（法第13条）
- (2) 破産又は民事再生の場合は、死亡・重度障害と同様に免除することができる（法第14条）
- (3) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査することができる（法第16条）
- (4) 市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める（法第18条）
- (5) 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け制度の周知を図る（法第19条）
- (6) 被災者生活再建支援法施行以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件により免除することができる（法附則第2条第1項）
 - ・所得要件：総所得－公租公課 < 150万円
 - ・資産要件：①自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められるもの
 - ②居住用以外について、償還に充てることができる実物資産を保有していないと認められること
 - ③資産として、預貯金額（生活費の入金等を控除した金額）が20万円以下であること
- (7) 本年4月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年を経過後に、地方自治法の規定により議会の議決を経て、保証債権を放棄することができる（法附則第3条）

3 改正の内容

法第13条の償還金の支払猶予、法第14条及び附則第2条の償還免除の対象者の拡大、法第16条の収入又は資産の状況報告徴収等（官公署に免除に関する必要資料の提供を求める権限の規定）を追加する。

4 施行日

本条例は、公布の日から施行する。